

# 中学校部活動の方針

(運動部)

(文化部)



令和元年 8 月  
江田島市教育委員会

## 【目次】

本方針策定の趣旨等	1
1 適切な運営のための体制整備	1
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	2
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引の活用	
3 適切な休養日等の設定	3
(1) 休養日及び活動時間の基準	
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・芸術文化環境の整備	4
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動・文化部の設置	
(2) 地域との連携等	
5 参加する大会等の上限及び精査	5
※参考様式「〇〇中学校運動・文化部の活動方針」	6

## 本方針策定の趣旨等

本方針は、義務教育である中学校段階の生徒にとって望ましいスポーツ・芸術文化の実施環境を構築するという観点に立ち、運動・文化部活動（以下、部活動とする）が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目や分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

なお、小学校段階においても、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教員の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ることや、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な活動を通して豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
- 部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること

## 1 適切な運営のための体制整備

### （1）部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 江田島市教育委員会は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、外部人材の活用状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の運動・文化部を設置する。
- イ 江田島市教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、外部人材を活用することに努める。
- ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、外部人材の活用状況なども勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 江田島市教育委員会は、部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための学校の管理職や部活動顧問を対象とした県教育委員会が主催する研修会等に参加させる。
- カ 江田島市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日付け文科初第1497号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び部活動顧問（指導者）は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則るとともに、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。江田島市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 運動部活動の顧問（指導者）は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、

また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部活動の顧問（指導者）は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

## **（２）部活動用指導手引の活用**

部活動顧問（指導者）は、中央競技団体や各分野の関係団体が作成する指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

## **３ 適切な休養日等の設定**

### **（１）休養日及び活動時間の基準**

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動・部活動・学校外の活動やその他の活動、食事、休養及び睡眠等、バランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究等も踏まえ、以下を基準とする。

## ア 休養日

### 【学期中】

週当たり2日以上の休養日を設定する。なお、平日は定時退校日と併せて少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

### 【長期休業中】

学期中に準じた扱いを行う。ただし、部活動を教員の正規の勤務時間内に行うことにより、部活動を行った日においても教員の定時退校が可能であることから、部活動単位で設定することも可能とする。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。

## イ 活動時間

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

## 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

### （1）生徒のニーズを踏まえた運動・文化部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるものとなるよう検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等で

の好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。

ウ 江田島市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技や分野の運動・文化部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動や芸術文化活動の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

## (2) 地域との連携等

ア 江田島市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体・文化団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化環境の整備を進める。

イ 江田島市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツや芸術文化活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

ウ 江田島市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境や芸術文化環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 5 参加する大会等の上限及び精査

各学校が参加する大会は、学校体育団体や学校文化団体の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や文化庁が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において精査する。

## 「〇〇中学校運動・文化部の活動方針」

### 1 運動・文化部活動の基本的な考え方

- (1) 運動・文化部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスの取れた生活と成長に配慮するとともに、運動・文化部の顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら学校全体の教育活動として、適切な運動・文化部活動運営を図っていく。

### 2 国、県、市の動向

- (1) 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」  
(文部科学省スポーツ局 平成30年3月19日)
- (2) 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」  
(文部科学省文化庁 平成30年12月27日)
- (3) 広島県運動部活動の方針 (広島県教育委員会 平成30年7月13日)
- (4) 広島県文化部活動の方針 (広島県教育委員会 令和元年6月14日)
- (5) 江田島市立中学校における運動部活動の実施について (通知)  
(江田島市教育委員会 平成30年7月24日)
- (6) 江田島市中学校部活動の方針  
(江田島市教育委員会 令和元年8月30日)

### 3 運動・文化部活動の本校の活動方針

- (1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進
  - ① 体罰・暴言等の禁止
  - ② 科学的見地からの指導方法の理解
  - ③ マネジメントサイクル（P D C A）の実施による工夫改善
  - ④ 運動・文化部活動の顧問の役割の明確化
    - ・活動前後の健康管理，用具・場所の安全確認
    - ・担任・養護教諭との情報共有と保護者との連携
    - ・管理職への報・連・相

- ・活動目的や活動方針や練習内容や方法等の生徒・保護者への連絡
  - ・部長等の生徒や保護者とのコミュニケーション
- ⑤ 熱中症予防や事故防止（手引き参照）

（２）活動と休養日の設定

- ① 活動時間：平日は２時間程度，休業日は３時間程度  
但し，練習試合等については参加チーム数を考慮して活動時間を設定する。
- ② 休養日：週２日以上（土・日のいずれかと平日１日）  
大会等で土・日に活動した場合は他の日に振り替える。定期試験３日前からは活動しない。
- ③ 完全休養日：夏季休業中：８月 13日～15日（年度により変更有）  
冬季休業中：12月29日～1月3日  
\* 大会参加等がある場合は完全休養日の前後に設定する。
- ④ 活動期間と活動時間（長期休業中を除く）  
3月～10月：18：00まで，11月，1月，2月：17：30まで，  
12月：17：15まで
- ⑤ 参加する大会の上限の目安  
郡市・地区・県・中国・全国の体育大会等を目安に年間12大会程度
- ⑥ 月の活動計画について  
月末に次月の活動計画を配布する。

付則

令和元年9月 日 策定

令和元年9月 日 実施